資　料

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現　行
附　則 （職員の経過措置） 第３条　この条例の施行の日から令和５年３月31日までの間、第10条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和５年３月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	附　則 （職員の経過措置） 第３条　この条例の施行の日から令和２年３月31日までの間、第10条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和２年３月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。